

## 就学前の障がい児の発達支援の無償化に係る区の対応について

### 1 制度の趣旨

国は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとし、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化することとなった。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものである。

消費税率引き上げ時の令和元年10月1日からの実施をめざし、具体的な手続き等の検討が、現在行われている。

### 2 対象及び事業

#### (1) 対象者

満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前までの子ども

#### (2) 対象施設・サービス（以下の利用料）

- ・ 児童発達支援事業所
  - ・ 医療型児童発達支援事業所
  - ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
  - ・ 保育所等訪問支援事業所
- ※下記は都事業
- ・ 福祉型障害児入所施設
  - ・ 医療型障害児入所施設

### 3 制度施行

令和元年10月1日

### 4 国庫負担等

無償化に係る負担割合は、国1/2、都1/4、区1/4

### 5 国庫補助金

無償化に係るシステム改修費は、平成31年度子ども・子育て支援事業費補助金により交付される。（補助率：10/10）

### 6 区の対応

#### (1) 条例等改正

政令公布後、速やかに改正手続きに着手する。

#### (2) 無償化に伴う予算措置

令和元年度（平成31年度）一般会計予算第2号補正により対応する。

## 7 スケジュール

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 令和元年5月10日 | 法案成立            |
| 5月下旬      | 関連政令等の公布        |
| 6月10日     | 区議会健康福祉委員会報告    |
| 6月下旬(予定)  | 区条例等整備          |
| 7月以降      | 区民周知(広報、ホームページ) |
| 10月1日     | 施行              |

### 《参考》対象施設の現状(平成31年4月1日現在)

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 児童発達支援事業所      | 23区内307か所(区内10か所) |
| 医療型児童発達支援事業所   | 23区内4か所(区内0か所)    |
| 居宅訪問型児童発達支援事業所 | 23区内2か所(区内0か所)    |
| 保育所等訪問支援事業所    | 23区内28か所(区内1か所)   |
| 対象人数           | 328人              |